第３部

５か年で取り組む施策

◆後期基本計画各ページの見方◆

■現状と課題
八代市の現状を把握し、これまでの取組みと成果から、今後の課題を示しています。

第２項　男女共同参画の推進

現状と課題

- 「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を決める考え方が根強く残っており、男女共同参画の推進を妨げています。男女の性別に関わりなく、社会の対等な構成員としてその能力を十分に発揮することができるように、意識改革が求められています。
- 啓発のための各種講座・イベントは、若い世代の参加が少なく、広報の工夫や関係機関との連携により、幅広い世代への啓発をしていかなければなりません。
  さらに、雇用の面からも男女共同参画を推進していくため、講師派遣が増えるように、事業所への更なる働きかけが必要です。
- 本市では、男女共同参画社会の実現を目指す「八代市男女共同参画社会づくりネットワーク」が自主的に活動できるよう育成・支援を行っていますが、会員の拡大や魅力ある活動展開のための方策が課題となっています。
  また、各種審議会などへの女性登用率が伸び悩んでいます。今後は、女性のためのステップアップセミナー修了者を対象とした女性人材リストの活用や、関連団体との連携強化などを全庁的に推進するなど、女性登用率向上への取組みが重要となってきています。

■基本方針
当該「項」であげた施策の実現に向け、八代市が今後５年間で目指す基本的な目標を示しています。

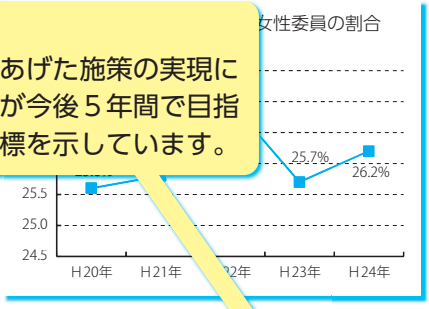

■女性のためのステップアップセミナーの様子

基本方針

性別に関わらず、すべての人が社会に参画し、男女が共に暮らしやすくなるよう、男女共同参画に対する意識改革と、社会のあらゆる分野における女性の参画機会の拡大を目指します。

施策の体系

男女共同参画の推進
- （１）男女共同参画の意識づくり
- （２）あらゆる分野への男女共同参画の促進

■施策の体系
当該「項」を構成する具体的な施策を示しています。

■成果（アウトカム）指標
施策や事業が行われたことにより、市民の生活条件や社会状態が変化するなどの効果・成果を表すもの。

成果指標

指標名	単位	実績値 平成 23 年度	目標値 平成 29 年度
男は仕事、女は家庭というような、性別で役割を決める考え方に賛成しない人の割合	%	62.6 (H24 実績)	75.0
審議会等における女性委員の割合	%	26.2	40.0

具体的な施策と内容

（1）男女共同参画の意識づくり

●男女共同参画の理念及びメリットや、性別によって役割を決める考え方の解消、セクハラ・DVなどの暴力を許さない意識づくりについて、各種イベントや情報誌などを活用し、市民や事業所などにわかりやすく周知することに努めます。

■具体的な施策と内容
現状と課題等に基づき、今後の基本的な施策の方向を示します。また、施策を実現するための主な取組みをあげています。

主な取組み
・いっそＤＥフェスタの実施
・情報誌発行
・アドバイザーの派遣、講座の開催

男女共同参画の促進　重点施策

現を目指し取り組んでいる市民や団体の活動を支援します。
●あらゆる分野において、男女間の格差を改善するために、各種審議会などの選任基準の見直しについて働きかけを行います。
●女性のエンパワーメント（※）支援のためのセミナー開催や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のため、市内企業や事業所などに対する積極的な情報提供や啓発活動を行います。
（※）エンパワーメント：個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治、経済、職場、家庭などのあらゆる分野で、自己決定や主体的に行動できる力を身につけること。

主な取組み
・男女共同参画社会づくりネットワー
・女性のためのステップアップセミナ
・男女共同参画専門委員（苦情等処理

■活動（アウトプット）指標
事務事業における活動量や活動実績。実際にどのような取組みをどれだけ行ったのか（行うのか）を表すもの。

活動指標

指標名	単位	実績値 平成 23 年度	目標値 平成 29 年度
男女共同参画に関する研修会・イベントの開催	回	9	15
女性人材リスト登録者数	人	44 (H24 実績)	70

市民や地域の取組み
➡ 性別によって役割を決める考え方を見直しましょう。
➡ 家庭、職場、地域などの活動は、みんなで協力しましょう。

■市民や地域の取組み
施策を実現するための市民や地域の具体的な役割を示したものです。

第１章
誰もがいきいきと暮らすまち

第１節　人権が尊重される平等なまちづくり

第１項　人権文化の創造

第２項　男女共同参画の推進

第２節　安心して出産・子育てできるまちづくり

第１項　母子保健の充実

第２項　子育て支援

第３節　健やかに暮らせるまちづくり

第１項　保健・福祉・医療の連携強化

第２項　健康増進の支援

第３項　障がい者の支援

第４項　高齢者の支援

第１節　人権が尊重される平等なまちづくり

第１項　人権文化の創造

現状と課題

●人権教育は生涯を通して行われるべきものであることから、学校教育では子どもの発達段階に応じながら人権尊重の意識を高める教育の充実を図り、社会教育では公民館事業を中心に人権教育講座などを行っています。人権教育･啓発の推進は、現在、行政･教育現場・運動体・市民の四者一体となった取組みを推進しています。
しかし、市民と一体となった取組みには課題があり、研修会・学習会などへの参加者の固定化がみられることから、市民一人ひとりが人権について理解を深めるためには、あらゆる機会をとおして人権教育・啓発を推進していく必要があります。

●高齢者、障がい者、子どもへの虐待、いじめによる自殺、ＤＶ（※）などが日常的な社会問題となっている中、本市では同和問題をはじめ、さまざまな人権問題について取り組んでいます。しかしながら、今なお差別や偏見、陰湿ないじめ問題などが発生し、虐待やＤＶも増加傾向にあり、問題によってはそれぞれの相談機関単独の対応では問題解決が困難なケースも見受けられます。
今後は、関係機関・団体や各種相談窓口との連携強化を図り、さらに虐待・ＤＶの早期発見・早期対応に努める必要があります。併せて、市民による地域での見守りも重要になってきています。

（※）ＤＶ：ドメスティック・バイオレンス。配偶者、恋人など親しい関係にあるパートナーからの暴力。身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、子どもを巻き込んだ暴力などがある。

基本方針

市民一人ひとりの人権が尊重される、差別のない人権文化（※）に満ちあふれたまちづくりをすすめるため、人権に関する教育や啓発を推進し、また、人権侵害などについては相談機関等における対応の充実に努めます。

（※）人権文化：日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動することが生活文化として定着していること。

施策の体系

人権文化の創造
- （１）人権教育・人権啓発の推進
- （２）人権侵害への対応

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
人権に関する研修会・イベント等の参加者数	人	7,250	8,500
人権啓発センター利用者数	人	700	1,700
認知症サポーター数（累計）	人	11,554	20,000

具体的な施策と内容

（1）人権教育・人権啓発の推進　重点施策

■人権セミナーやつしろの様子

- 「熊本県人権教育・啓発基本計画」及び「人権教育推進に係る八代地域行動計画」に基づいた人権教育・人権啓発を推進します。
- 八代市を６ブロックに分け、小・中・特別支援学校の中から 12 校を会場とした事前研究会・研究授業・授業研究会を開催します。また、八代地区における人権同和教育研究会を開催します。
- 人権教育・啓発を総合的に推進する活動の拠点として、また市民の人権に関する窓口として、人権啓発センター機能の充実を図ります。
- 人権のまちづくりを目指して推進校区を選定し、人権意識を高める取組みを行い、住民主体による人権啓発推進の環境づくりを目指します。
- 家庭や地域、職場や学校などでの研修・学習を促進するとともに、各校区における人権のまちづくりを推進するため、人権教育・啓発のリーダーを育成します。

主な取組み

- 人権同和問題研修会の開催
- 部落差別をはじめすべての差別をなくす人権子ども集会フェスティバル in やつしろの開催
- 人権啓発センター機能の充実と利活用の促進
- 人権啓発のための指導者育成講座の開催

（2）人権侵害への対応

■部落差別をはじめすべての差別をなくす人権子ども集会・フェスティバル in やつしろの様子

- 高齢者、障がい者、子どもへの虐待やＤＶなどの問題に適切に対応するため、早期発見に努めるとともに、未然防止に取り組みます。
- すべての学校におけるいじめアンケートの実施やいじめ根絶月間の設置など、各種取組みを実施し、いじめの早期発見・早期対応を図ります。
- 権利擁護研修会などを実施するとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員などとの連携を強化します。
- 「認知症サポーター」養成講座を受け、サポーターとなった人たちを中心に、認知症についての理解を深め地域で見守っていく運動を展開します。
- 関係機関との連携のもと、人権侵害に対応する相談窓口を広報紙などで広く周知するとともに、定期的な連絡会の開催や利用しやすい相談窓口を目指します。

主な取組み

- 人権相談の充実
- 人権同和政策事業
- 権利擁護研修会の開催
- 認知症サポーター養成講座の充実

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
人権に関する研修会・イベント等の開催	回	18	25
人権啓発センターだよりの発行	回	3	6
認知症サポーター養成講座の開催（累計）	回	284	500

市民や地域の取組み

- 人権問題を自分の問題としてとらえましょう。
- 人権意識を高めるため、地域の行事に積極的に参加しましょう。

第２項　男女共同参画の推進

現状と課題

- 「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を決める考え方が根強く残っており、男女共同参画の推進を妨げています。男女が性別に関わりなく、社会の対等な構成員としてその能力を十分に発揮することができるように、意識改革が求められています。
- 啓発のための各種講座・イベントは、若い世代の参加が少なく、広報の工夫や関係機関との連携により、幅広い世代への啓発をしていかなければなりません。
  さらに、雇用の面からも男女共同参画を推進していくため、講師派遣が増えるように、事業所への更なる働きかけが必要です。
- 本市では、男女共同参画社会の実現を目指す「八代市男女共同参画社会づくりネットワーク」が自主的に活動できるよう育成・支援を行っていますが、会員の拡大や魅力ある活動展開のための方策が課題となっています。
  また、各種審議会などへの女性登用率が伸び悩んでいます。今後は、女性のためのステップアップセミナー修了者を対象とした女性人材リストの活用や、関連団体との連携強化などを全庁的に推進するなど、女性登用率向上への取組みが重要となってきています。

■各種審議会等における女性委員の割合

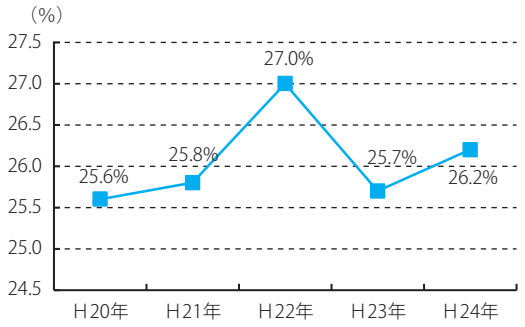

■女性のためのステップアップセミナーの様子

基本方針

性別に関わらず、すべての人が社会に参画し、男女が共に暮らしやすくなるよう、男女共同参画に対する意識改革と、社会のあらゆる分野における女性の参画機会の拡大を目指します。

施策の体系

男女共同参画の推進
- （１）男女共同参画の意識づくり
- （２）あらゆる分野への男女共同参画の促進

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
男は仕事、女は家庭というような、性別で役割を決める考え方に賛成しない人の割合	%	62.6 (H24 実績)	75.0
審議会等における女性委員の割合	%	26.2	40.0

具体的な施策と内容

（1）男女共同参画の意識づくり

●男女共同参画の理念及びメリットや、性別によって役割を決める考え方の解消、セクハラ・ＤＶなどの暴力を許さない意識づくりについて、各種イベントや情報誌などを活用し、市民や事業所などにわかりやすく周知することに努めます。

主な取組み

・いっそＤＥフェスタの実施
・情報誌発行
・アドバイザーの派遣、講座の開催

（2）あらゆる分野への男女共同参画の促進　重点施策

●男女共同参画社会実現を目指し取り組んでいる市民や団体の活動を支援します。
●あらゆる分野において、男女間の格差を改善するために、各種審議会などの選任基準の見直しについて働きかけを行います。
●女性のエンパワーメント（※）支援のためのセミナー開催や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のため、市内企業や事業所などに対する積極的な情報提供や啓発活動を行います。

（※）エンパワーメント：個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治、経済、職場、家庭などのあらゆる分野で、自己決定や主体的に行動できる力を身につけること。

主な取組み

・男女共同参画社会づくりネットワークの育成
・女性のためのステップアップセミナーの開催
・男女共同参画専門委員（苦情等処理機関）制度の周知

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
男女共同参画に関する研修会・イベントの開催	回	9	15
女性人材リスト登録者数	人	44 (H24 実績)	70

市民や地域の取組み

➡性別によって役割を決める考え方を見直しましょう。
➡家庭、職場、地域などの活動は、みんなで協力しましょう。

第２節　安心して出産･子育てできるまちづくり

第１項　母子保健の充実

現状と課題

●本市の出生率はやや上昇してきましたが、依然として国や県の出生率よりも低い傾向にあります。一方、人工妊娠中絶や死産率はまだ高い傾向にあります。2,500 グラム未満の低出生体重児の割合は、増減を繰り返しながらも減少していますが、まだ、目標値には達していない状況です。低出生体重児は、疾病にかかりやすく、心身の障害や育児不安の要因ともなっていることから、県や医療機関と連携した低出生体重児の予防や早産防止の取組みが必要となっています。

■乳幼児健診の様子

また、育児環境に問題を抱えた家庭が増加傾向にあることから、児童相談所など関係機関と連携した支援が必要となっています。

●乳幼児健診の受診率は４か月・７か月・１歳半・３歳児と年齢を増す毎に減少しています。乳幼児健診の充実を図るとともに、未受診児への受診勧奨を強化する必要があります。また、朝食の欠食や就寝時間の不規則など不適切な生活習慣や発達面で問題を抱える子どもの増加、母親の育児疲れなど、乳幼児の健康課題は複雑化していることから、保健所・医療機関の他、保育園・幼稚園・児童相談所など関係機関との連携を強化しながら、家庭訪問や健診などを通して乳幼児の健康支援に取り組んでいく必要があります。

■出生状況の推移

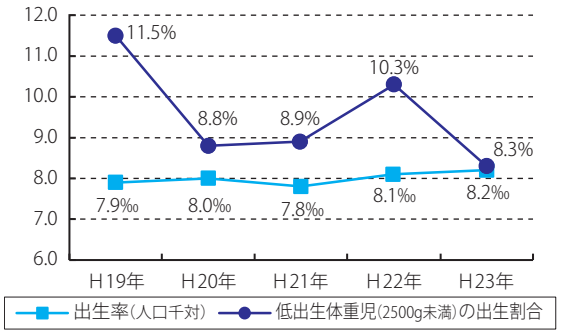

■乳幼児健診の受診率

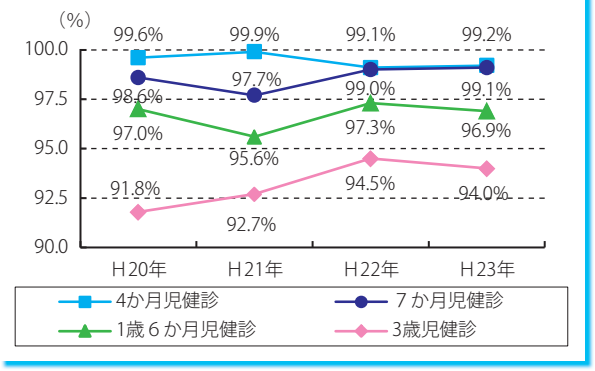

基本方針

安心して子どもを産み育てることができるように、出産や育児への不安を解消し、家庭や地域などによる支援の充実を目指します。

施策の体系

母子保健の充実
- （１）妊産婦の健康支援
- （２）乳幼児の健康支援

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
低出生体重児の割合	%	8.3	8.0
３歳児健診受診率	%	94.0	100

具体的な施策と内容

（１）妊産婦の健康支援

- 安心して子どもを産み育てるため、妊娠期から乳幼児期までの一貫した健康診査や健康教育、健康相談体制の充実を図るとともに、命の尊さを理解するために学校と連携した思春期健康教育の推進を図ります。
- 県や医療機関と連携し、保健指導の充実など、低出生体重児の予防や早産予防に取り組みます。

主な取組み
- 思春期健康教育
- 妊産婦期の訪問指導
- 妊婦健康診査

（２）乳幼児の健康支援

- 保護者が子どもの発達段階に応じた健康的な関わりができるよう、乳幼児健診や訪問指導を充実します。
- 保育園・幼稚園など関係機関との連携を強化し、育児不安の軽減に努めます。

主な取組み
- 乳幼児健康診査
- 乳幼児の訪問指導

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
妊婦健康診査延べ受診件数	人	12,977	13,500
乳児全戸訪問指導実施率	%	97	100

市民や地域の取組み

➡ 子どもが健やかに成長するよう地域のみんなで支えあいましょう。

第２項　子育て支援

現状と課題

●少子化や核家族化、ひとり親世帯の増加、地域における人と人とのつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、児童虐待やいじめ、非行、ひきこもりなど、児童の健全な育成を図るうえで問題のある事例も見受けられます。

そのため、子育てにおける負担の軽減をはじめ、育児不安の解消、必要なときに利用できる相互援助体制、家庭問題の解決に取り組む体制の強化などが必要です。

●子育てと就労を両立させることは、共働き世帯やひとり親世帯の増加によって、ますます重要になっています。また、保護者の就労形態の多様化により、延長保育や夜間・休日保育、病児・病後児保育、小学校低学年の放課後児童クラブなどの需要も高まってきています。

■就学前児童数の推移

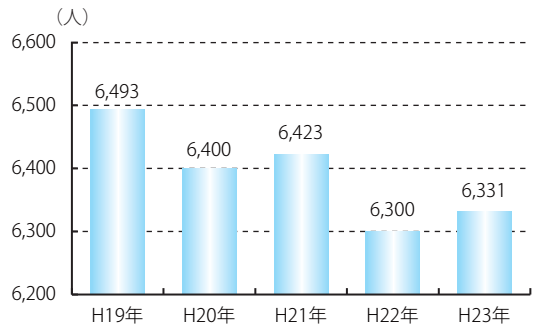

■放課後児童クラブ登録児童数の推移

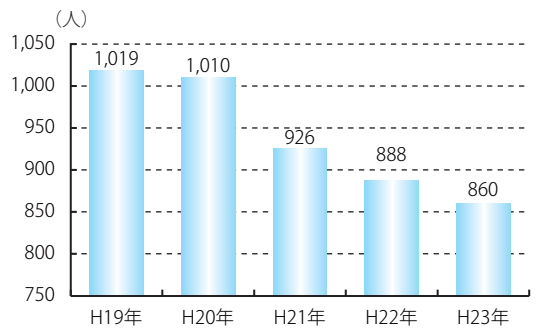

基本方針

次代を担う子ども達の健全な育成を支える環境の充実を図るとともに、保護者の多様な就労形態に対応できる子育て支援を推進します。

施策の体系

子育て支援

（１）子育て環境の充実
（２）子育てと就労の両立支援

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
ファミリー・サポート・センター利用数	回	582	1,000
認可保育所への入所率	%	64.2	74.2

具体的な施策と内容

（1）子育て環境の充実　重点施策

●子どもの医療費や保育料など子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
●育児不安の解消のための相談支援体制の充実を図ります。

主な取組み

・地域子育て拠点支援事業（子育て支援センター、つどいの広場）
・ファミリー・サポート・センター事業
・子ども医療費助成の年齢引き上げ

（2）子育てと就労の両立支援

●多様化する保護者のニーズに対応するため、延長保育などの保育サービスの充実を図るとともに、病児・病後児保育などの充実を図ります。
●昼間保護者がいない小学校低学年児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。

主な取組み

・放課後児童の健全育成
・病児・病後児保育事業の推進

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
病児・病後児保育（施設型）数	箇所	2	3
延長保育実施園数	箇所	45	47
放課後児童クラブ数	箇所	26	30
ファミリー・サポート・センター会員数	人	604	1,000

市民や地域の取組み

➡ 家庭と地域が力を合わせて子どもを守り育てましょう。

第３節　健やかに暮らせるまちづくり

第１項　保健・福祉・医療の連携強化

現状と課題

- 乳幼児期の予防接種の接種率は低下しているものもあり、感染症のまん延を予防するためにも、各種予防接種の重要性・必要性の啓発に努める必要があります。
  また、市立病院においては、感染症の予防及びまん延防止、集団感染発生時などにおける危機管理体制の充実を図る必要があります。
- 第２次地域福祉計画に基づき、地域におけるさまざまな福祉ニーズに細やかに対応できる施策を実施していますが、少子高齢化の進行などによる地域力の低下は続いており、地域福祉に関係する諸団体や市民などが主体的にボランティア活動などに参加できるようにする必要があります。
- 近年の社会経済環境の変化に伴い、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者をめぐる問題が深刻化しています。このような状況のもと、全国の生活保護受給者は平成 23 年度には月平均 206 万 7,244 人と、これまで過去最高だった昭和 26 年度の月平均 204 万 6,646 人を越えて過去最高を更新しました。なかでも高齢化に伴う高齢者世帯が増加する一方で、稼動年齢層（15 歳～ 64 歳）の受給者が急増しています。これは本市でも同様な傾向にあります。
  こうした現状を踏まえ、より一層生活保護制度の適正な運営に努めるとともに、稼動能力のある者に対しては就労による自立を促進することが求められています。
- 国民健康保険制度は、少子化にともなう若年層の減少、退職時期を迎えた団塊の世代の加入などにより被保険者の高齢化が予想されます。また、糖尿病や高血圧症など生活習慣病の増加、医療技術の高度化にともなう医療費の更なる増加が予想されることから、国保を取り巻く環境は、今後も厳しい状況が続くものと思われます。
  このため、医療との連携による特定健診受診率や特定保健指導実施率の向上を図るなど、健全な財政運営や医療費の抑制等による制度の安定的な運営に努める必要があります。
  また、後期高齢者医療制度については、今後の制度の動向を注視する必要があります。

■国民健康保険における一人当たり医療費の推移

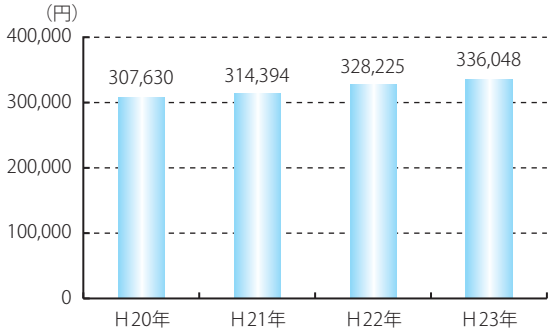

■特定検診 PR 会の様子

基本方針

市民誰もが心身ともに健康で、安心して暮らせるよう、保健・福祉・医療の連携を図るとともに、地域による協力体制の構築を目指します。

施策の体系

保健・福祉・医療の連携強化

（１）保健・医療の充実
（２）地域福祉の推進
（３）生活保護行政の適正な運営
（４）医療保険制度の適切な運営

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
特定健診におけるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	%	26.7	25.0

具体的な施策と内容

（１）保健・医療の充実　重点施策

- 医療機関や学校などと連携して各種予防接種の接種率向上に努めるとともに、予防接種の重要性・必要性の啓発に努めます。
- 市立病院は、今後も、保健・医療・福祉など各方面と連携し、集団感染発生時などにおける危機管理体制のさらなる充実を図ります。
- 椎原診療所など、へき地医療については、診療設備・診療体制の充実に努めます。

主な取組み

・救急医療体制の推進
・感染症の予防接種の実施
・へき地診療所の運営

（２）地域福祉の推進　重点施策

- 第２次地域福祉計画に基づき、市民・民生委員児童委員・福祉関係機関などの地域を構成している人々と行政が協働し、地域福祉の推進を図ります。

主な取組み

・民生委員・児童委員の活動支援
・ボランティア活動の育成支援

（3）生活保護行政の適正な運営

●生活保護制度については、必要な人には必要な支援を行うという基本的な考えを維持しつつ、給付の適正化を推進します。

●稼動可能な受給者については、ハローワークなどの関係機関との連携を強め、よりきめ細かい就労支援を行います。

主な取組み

・生活保護制度の適正運営

（4）医療保険制度の適切な運営

●健全な財政運営のため国保税などの財源を確保するとともに、医療費抑制のためレセプト点検の充実強化やジェネリック医薬品の使用促進など医療費適正化に取り組みます。

●特定健診の受診率向上と特定保健指導の実施率の向上に努めます。

■レセプト点検の様子

主な取組み

・医療費適正化の推進
・特定健診、特定保健指導の実施

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
麻しん予防接種率	%	89.5	95
特定健診実施率	%	33.2	60
特定保健指導実施率	%	42.1	60
ボランティア団体登録数	団体	33	50
へき地診療所設置数	箇所	3	3

市民や地域の取組み

➡ 自分や家族の健康管理に努めましょう。
➡ 特定健診を受けましょう。
➡ 積極的に地域活動に参加しましょう。

第２項　健康増進の支援

現状と課題

- 心の健康については、各種保健事業、講演会、広報誌などを通じて相談件数の増加がみられますが、自殺者の減少を図るための継続した取組みが必要です。
- ３歳児や学童期の虫歯保有率が高いため、乳幼児の虫歯予防対策を強化し、学校保健とも連携した歯科健康教育を充実する必要があります。また、成人期の歯周疾患も多いことから、健診時の歯科健康教育を充実することが必要です。
- 脳血管疾患や心筋梗塞などの生活習慣病は死因の約６割を占めており、要介護の原因にもなっています。一方、国民健康保険特定健診受診率は 33.2%（平成 23 年度法定報告値）と低い状況にあるとともに、血圧や血糖に関しての有所見率が県平均より高い状況にあります。

  今後は、生活習慣病予防に重点的に取り組む必要があることから、特定保健指導の対象とならない治療中や非肥満者で保健指導が必要な対象者などへの保健指導を充実させるとともに、若年層が受診しやすい健診体制の整備が必要です。

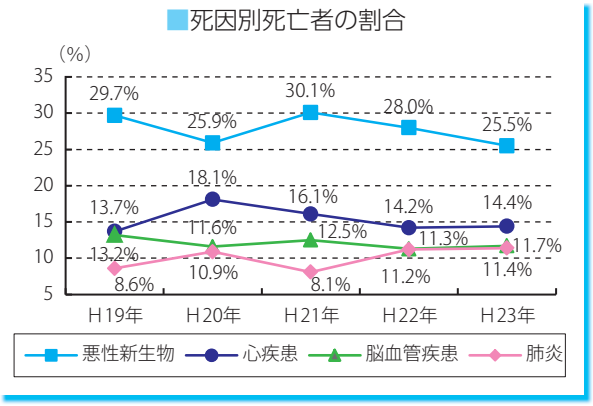

基本方針

生活習慣病や心の病気を予防するため、正しい知識の普及と健康診断の受診の促進を図ります。

施策の体系

健康増進の支援

（１）健康づくりの推進
（２）生活習慣病予防の推進
（３）食育の推進

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
生活習慣病で死亡する人の割合	%	53.5 (H22 実績)	50.0
朝食を毎日食べる小学５年生の割合	%	83.0	95.0
朝食を毎日食べる中学２年生の割合	%	83.3	95.0
３歳児健診における虫歯保有率	%	30.8	20.0

具体的な施策と内容

（1）健康づくりの推進

- 自殺者の減少を図るため、精神保健の普及啓発・相談支援の充実に努めます。
- 乳幼児から高齢者を含めた虫歯予防・歯周疾患予防教育の充実を図り、定期健診やブラッシング指導などを受けられる場の確保に努めます。

■ブラッシング指導の様子

主な取組み

・こころの健康づくりの推進
・歯科保健の推進

（2）生活習慣病予防の推進　重点施策

- 健康寿命の延伸と健康格差を縮小するため、生活習慣病予防対策の総合的な推進を図るとともに、対象となる方が受診しやすい健診体制の整備に努めます。
- 生活習慣病の予防のために、家庭訪問や健康相談、結果説明会など多様な経路によりそれぞれの特徴を活かした、きめ細かな保健指導を実施し、適切な食事・運動・禁煙などへの取組みを促進します。

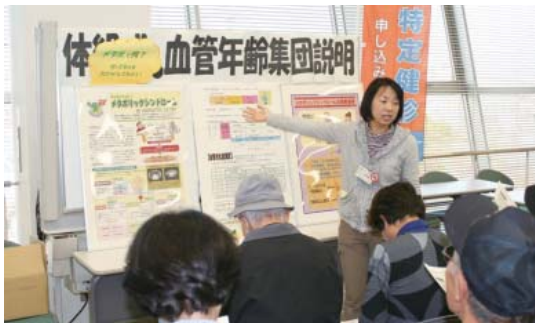

■保健指導の様子

主な取組み

・生活習慣改善による健康づくりの推進
・健康教育・相談の実施
・各種健康診査・ヤング健診の実施

（3）食育の推進

- 市立小・中・特別支援学校においては、各校の実践を出し合い協議する機会を設けることで食育の普及、啓発に努めます。
- 市立小・中学校や幼稚園などにおいては、八代市食生活改善推進員協議会をはじめとする支援団体などによる郷土料理の継承活動を行います。

主な取組み

・食生活改善推進員の育成・支援
・ボランティアやＮＰＯとのネットワークづくりの推進

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
２歳児歯科健診受診率	%	82.1	90
特定健診受診率（再掲）	%	33.2	60
特定保健指導実施率（再掲）	%	42.1	60
がん検診受診者数（延べ人員）	人	32,194	35,000
全学年での調理体験実施校（※）	%	26.7	30.0

（※）全学年での調理体験実施校：市内の小・中・特別支援学校のうち、全ての学年で調理体験を実施した学校の割合

市民や地域の取組み

- 早寝・早起き・朝ごはんを習慣づけましょう。
- 健康診断を受けましょう。

第３項　障がい者の支援

現状と課題

- 障がい者が地域で生活する中で、さまざまな社会的障壁があります。道路・交通・公共的施設などのハード面でのバリアフリー化の推進とあわせて、差別や偏見などを除去する心のバリアフリー化についても取組みを進めるとともに、可能な限り、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段や情報取得手段、また地域生活を支援するためのサービス提供基盤を確保する必要があります。
- 障がい者が自らの選択に基づき適切なサービスを利用できるよう、相談支援や利用援助などの体制、さらにはケアマネージメント体制の強化が必要で、総合的な相談支援体制の整備が求められています。
- 障がい者、一人ひとりのニーズに対応するため、個々の障がい特性を的確に把握するとともに、サービス提供事業者や関係機関、民間企業、当事者団体などと連携を図り、ライフステージ全段階を通じた総合的かつ適切なサービスが提供できる支援体制が求められています。

いきいきふくしスポーツ大会の様子

障害者手帳所持者数の推移

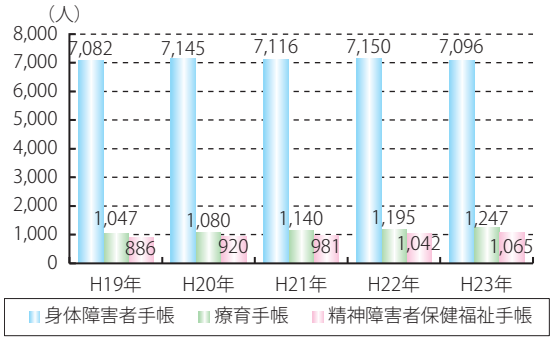

障害者手帳所持者数の推移（対人口比）

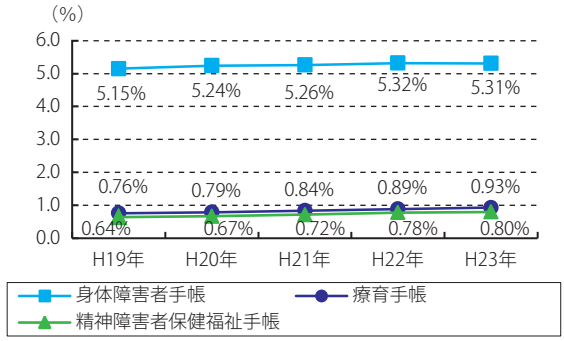

基本方針

障がいのある人が地域で自立して暮らしていけるよう、支援内容の充実とともに社会参加、参画を推進し、ともに支え合う地域社会の構築を目指します。

施策の体系

障がい者の支援
- （１）障がい者の自立と社会参加の支援
- （２）障がい者への福祉サービスの充実

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
障がいのある人が住みやすいと思う割合	%	25.5	40.0
障がいのある人が偏見・差別を感じる割合	%	35.6	20.0

具体的な施策と内容

（1）障がい者の自立と社会参加の支援

- 地域自立支援協議会を充実・活性化することで、障がい者の自立と社会参加を促進します。
- 一般企業に対し継続的に情報提供を行い、障がい者雇用に対する理解を深めていくとともに、関係者間の連携を強化しながら就労支援に努めます。
- 公共施設等のバリアフリー化の促進などのハード面、障がいに対する偏見の解消などのソフト面の両面からの環境整備を図ります。

主な取組み

・障がい者計画の推進

（2）障がい者への福祉サービスの充実

- 身近な地域での障がい者支援を充実させるため、保健、医療、福祉、教育、それぞれの分野の更なる連携を強化し、一貫した支援体制を構築していきます。
- 相談支援専門員が障がい者やその家族からの相談に応じ、個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族状況などを踏まえた利用計画の作成に努めます。
- 障がい者が地域で自立した生活を営むため、サービス事業所の確保と内容の充実を図ります。

主な取組み

・地域生活支援事業の充実
・障がい福祉サービス事業の推進

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
相談支援事業所登録者数	人	430	500
障がい福祉サービス利用者数	人	1,254	1,300
福祉施設から一般就労への移行者数	人	4	6

市民や地域の取組み

➡ 障がいについて正しく理解し、みんなで支えあいましょう。

第４項　高齢者の支援

現状と課題

- 平成 23 年 10 月 1 日現在で 28.1％だった本市の高齢化率は、今後、団塊の世代が加わることによって平成 26 年には 31.2％に上昇すると推測されており、介護認定者数や、介護にかかる費用の増加にともない、保険料の上昇も予想されることから、介護予防に努める必要があります。
- 高齢化や核家族化の進行とともに、一人暮らしの高齢者も増加傾向にあります。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続していくことができるよう、必要な介護サービス基盤の整備を進めるとともに、介護保険サービスや地域における支援などを組み合わせて、高齢者が自立した生活を送ることができ、また家族介護者への支援が図られるような環境づくりを更に推進する必要があります。
- 介護が必要とならないよう、健康を保持し自ら外に出て自分の能力を活かしながら社会参加することも大切です。その役割を担う老人クラブの必要性を周知し、会員確保に努めていく必要があります。
- 近年、地震や大雨などによる災害が頻発するなかで、本市では平成 20 年 10 月から災害時要援護者の登録を開始し、平成 24 年 3 月末現在の登録者数は 786 名で、今後も更なる制度の周知を図る必要があります。

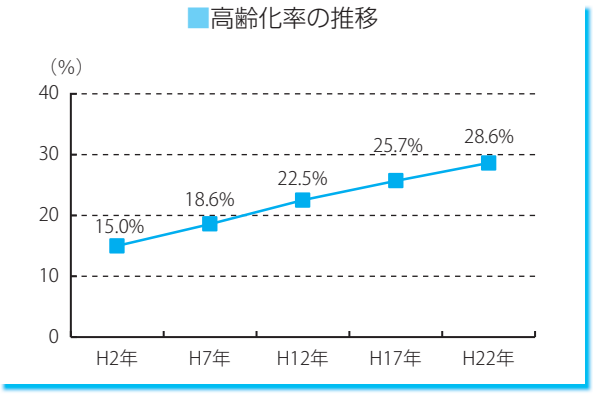

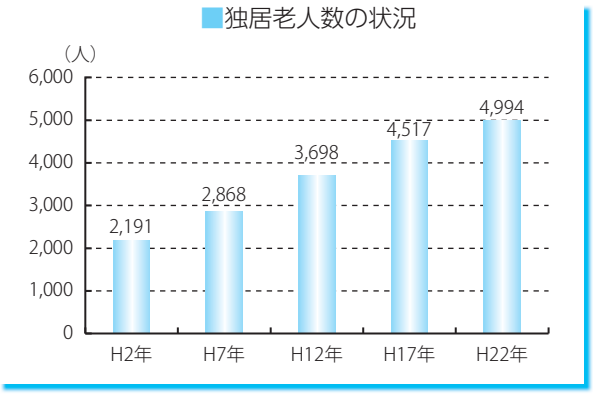

基本方針

高齢者が住みなれた地域で暮らしていけるよう、介護予防を推進するとともに、介護が必要な場合は、適正なサービスが受けられる介護保険制度の運営に努めます。

施策の体系

高齢者の支援

（１）介護保険制度の適切な運営
（２）高齢者の生きがいづくり、社会参加の支援
（３）高齢者福祉サービスの充実

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
介護予防教室参加者数	人	1,942	4,000
災害時要援護者登録者数のうち支援者が決定している割合	%	45	60
筋力アップ体操参加延べ人数	人	6,700	10,000

具体的な施策と内容

（1）介護保険制度の適切な運営

- 元気な高齢者を含む 65 歳以上の市民を対象として実施している「介護予防教室」、「やつしろ元気体操教室」などの一次予防事業の中で、要支援になりそうなリスクの高い高齢者を「栄養改善教室」や「口腔機能向上教室」などの二次予防事業へ導くように努めます。
- 「やつしろ元気体操教室」については、未実施地区での開催を推進するとともに、現在実施している地区についても、さらに小さい単位（自分で通える身近な場所）での教室開催に努めます。
- 介護サービス基盤の充実を図るとともに、介護給付費及び介護保険料の上昇抑制に努めます。
- 適正な要介護認定を継続するとともに、地域密着型サービス事業所への実地指導などを通じ、適切な給付の管理に努めます。

主な取組み

・介護予防教室の開催
・通所・訪問型の介護予防の推進
・要介護認定の適正化
・介護費用の適正化
・保険料納付の平等性確保

（2）高齢者の生きがいづくり、社会参加等の支援

- 老人憩いの家の利用促進を図り、高齢者の社会参加を支援します。
- シルバー人材センターの活用が図られるよう、さまざまな機会にＰＲを実施することで活動を支援します。
- 市報や出前講座などによる周知及び本市主催のイベントによる勧誘活動の場を設けるなど、八代市老人クラブ連合会の会員確保を支援します。
- 緊急時医療情報カードを配布した高齢者の情報更新とともに、新たに対象年齢に到達された高齢者を対象に事業を実施します。また、75 歳未満の方への対象者拡大を検討します。

●災害時要援護者登録制度については、出前講座や各種研修会を利用し、制度の周知に努め、更なる登録者の増加に努めるとともに、緊急時医療情報カード整備事業との連携を図ります。

■いきいきサロン大会の様子

主な取組み

・いきいきサロン事業
・ふれあい高齢者訪問奉仕事業
・緊急時医療情報カード整備事業
・災害時要援護者登録制度の推進

（3）高齢者福祉サービスの充実

●高齢者が、居宅で安心・安全に生活できるよう、在宅生活支援体制づくりを進めます。
●高齢者を敬う社会づくりを推進します。
●経済的・環境上の理由により、居宅で生活が困難な高齢者に対して、施設における生活の場を提供します。

主な取組み

・高齢者住宅改造助成事業
・高齢者外出支援事業
・長寿者祝い事業

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
介護予防教室開催数	回	95	200
災害時要援護者登録者数（高齢者、障がい者合計）	人	786	2,000
筋力アップ体操普及事業実施箇所数	ヶ所	18	30

市民や地域の取組み

➡ 介護予防への積極的な取組みに努めましょう。
➡ 自分の能力を活かし、積極的に社会参加しましょう。